

三木町告示第 189 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、令和 7 年 9 月 30 日から 2 週間、環境下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 30 日

公共下水道管理者 三木町  
代表者 三木町長 伊藤 良春

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 7 年 10 月 1 日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

公共下水道南部地区

三木町大字池戸の一部（別添のとおり。）

3 供用及び下水の処理を開始する排水施設の位置

縦覧に供する図面のとおり

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

三木町大字池戸字横上 1295 番地 三木浄化センター

5 供用及び下水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式